

一般財団法人エムズ国際奨学基金財団 定款

第 1 章総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人エムズ国際奨学基金財団 (M's International Scholar ship Foundation) と称する。

(事業所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、歯科医学及び、介護・福祉を学ぶ学生等に対する奨学援助や支援を行い、もって歯科医学と歯科に関する保健医療福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士の資格及び介護福祉に関する資格の取得のため学校教育法上の学校に在学する学生などに対する奨学金の支給および支援等
 - 二 歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士の資格及び介護福祉に関する資格の取得のため学校教育法上の学校に在学する外国人留学生などに対する奨学金の支給および支援等
 - 三 その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、東京都において行うものとする。

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日に始まり、翌年 9 月 3 0 日に終わる。

第 3 章財産及び会計

(財産の抛出)

第 6 条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために抛出する。

(財産の種別)

第 7 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条第1項第一号から第二号までの公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 12 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

（会計原則等）

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 4 章 評議員

（定数）

第 14 条 この法人に、評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員長とする。

（評議員の選任及び解任）

第 15 条 評議員の選任及び解任は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イその評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロその評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハその評議員の使用人

ニロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ理事

ロ使用人

ハ他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者）であって

は、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

② 国の機関

③ 地方公共団体

④ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

⑤ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑥ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑦ 特殊法人又は認可法人

3 評議員のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（権限）

第 16 条 評議員は、評議員会を構成し、第 19 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 14 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 18 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は評議員会の決議により別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成及び権限)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬等の総額並びに報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(6) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 22 条第 1 項の書面または電磁的記録に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 21 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び議案の概要を記載した書面または電磁的記録により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催す

ることができる。

(議長)

第 23 条 評議員長は評議員会の議長を務める。

2 評議員長は、評議員会において選定する。

(決議)

第 24 条 評議員会の議事は、法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 25 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員長および理事長は前項の議事録に署名または押印する。

第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 29 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第 30 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に 4 ケ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 31 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （1）理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- （2）この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- （3）評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- （4）理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- （5）前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- （6）理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第 30 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 33 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることでできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 34 条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

第7章 理事会

(設置)

第36条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第31条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名または押印する。

(株式の議決権行使)

第45条 この法人が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式(出資)については、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を得なければならない。

(理事会運営規則)

第 46 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 15 条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第 48 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 49 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 50 条 この法人が公益認定を受けた後において、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ケ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 51 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第 52 条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第 8 章事務局

(設置)

第 53 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 54 条 事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)定款

(2)事業報告

(3)事業報告の附属明細書

(4)貸借対照表

(5)損益計算書（正味財産増減計算）

(6)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(7)財産目録

(8)事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(9)監査報告

(10)認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(11)理事及び監事並びに評議員の名簿

(12)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類

(13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(14) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項のほか事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

(1) 評議員会議事録又は評議員会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 評議員及び債権者

(2) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 評議員及び裁判所の許可を得た債権者

(3) 会計帳簿 評議員

第 9 章情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 55 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を

積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 56 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第 57 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(法令の準拠)

第 58 条 本定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

附則

(最初の事業年度)

第 62 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 3 年 9 月 30 日までとする。

※個人情報保護のため、一部省略しております。